科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 6 月 13 日現在

機関番号: 13501

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2012~2015

課題番号: 24520497

研究課題名(和文)国学における「仮名遣」の形成

研究課題名(英文) Formative process of the Kanadzukai concept on Kokugaku

研究代表者

長谷川 千秋 (HASEGAWA, Chiaki)

山梨大学・総合研究部・准教授

研究者番号:40362074

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文): 『和字正濫鈔』における契沖の仮名遣研究の本質とは、定家仮名遣などの仮名遣書にあるような「どの仮名で書くか」という仮名遣の規範を示すことにあるのではなく、語が本来、「どのような音をもち」、「その音がどのような仮名で現され」、さらに「どのような意義をもつか」という形音義を示すことにあることを明らかにした。『和字正濫要略』は、その題名の通り『和字正濫鈔』の抄出のように見えるが、仮名遣書として仮名遣の規範を示すに止まり、編纂方針に大きな方向転換があることを明らかにした。契沖の『和字正韻』は、契沖が字音仮字遣の研究を行っていた証左となる文献であることを明らかにした。

研究成果の概要(英文): When I take all the results into account of several data, I can say that following, 'Wajisyoransyo' isn't a kana orthography note. 'Wajisyoranyoryaku' isn't a summary of 'Wajisyoransyo'. It's different in the purpose of compilation. 'Wajisyoin' is meaningful in that Keityu was studying Kana orthography of ancient Chinese.

研究分野: 日本語学

キーワード: 仮名遣 契沖 和字正濫鈔 和字正濫要略 和字正韻 五十音図 本居宣長 定家仮名遣

1.研究開始当初の背景

日本語学史において、契沖の『和字正濫鈔』 (元禄八(1695)年刊)は、定家仮名遣の非 を明らかにし、歴史的仮名遣の端緒を開いた 「仮名遣書」であるとみなされ、その業績は 高く評価されてきた。その、契沖の仮名遣に 関する先行研究は、主として、契沖の学問的 背景に関するものと、五十音図と上代の音韻 との対応に関するものの二つに分かれる。

契沖の学問的背景については、契沖が『和字正濫鈔』に掲げた五十音図を中心に、悉曇学および真言密教の影響が指摘されてきた。

山田(1929)は、『和字正濫鈔』所載の五十 音図は、浄厳『悉曇三密抄』(天和二(1682) 年刊)の五十音図を典拠とすることを指摘し ている。契沖は真言宗の僧侶であり、同じく 高野山で学んだ一歳上の浄厳から悉曇学の 教えを受けたと見られる。築島(1984)は、 契沖が浄厳から多くの真言宗系の経典を借 り受け筆写したことを明らかにしている。馬 淵(1993)は、『和字正濫鈔』巻一の「優陀那」 の記述が浄厳の『悉曇三密抄』からの引用で あることを明らかにしている。井野口(1998) は、『和字正濫鈔』序文にある「声字分明」 という概念が、空海の『声字実相義』をふま えることとともに、契沖の学問の中心的な思 想として、真言宗の「真言」に基づく言語観 念があることを指摘している。

契沖が五十音図と上代の音韻との対応を どのように捉えていたか、という問題に関し ては、馬淵(1993)が、契沖は仮名の違いに 音韻の違いがあるとは見ていないことと、契 沖の仮名遣は単なる仮名の使い分けである ことを指摘している。これに対して、釘貫 (1998)は、『和字正濫鈔』総論の音韻に関する 記述に注目し、契沖の仮名遣が上代日本語の 音声を考える端緒となったと見ており、二者 の意見が対立している。

先行研究において、契沖が仮名遣を規定した要因のひとつに、真言密教や悉曇学という契沖の学問的背景があると見られてきたことに導かれ、研究代表者は、契沖の仮名遣には、実用つまり、和歌を書くための仮名遣とは異質の価値観や思想があるのではないか、と予測を立て、当該研究を開始した。

井野口孝(1998)「『萬葉代匠記』と「俗中之 真」」『契沖学の形成』和泉書院

釘貫亨(1998)「『和字正濫鈔』の理論構成」 佐藤武義編『萬葉集の世界とその展 開』白帝社

築島裕(1984)「契沖の語学と仏書」『契沖研究』岩波書店

馬淵和夫(1993)『五十音図の話』大修館 山田考雄(1929)『仮名遣の歴史』宝文館

2.研究の目的

(1) 契沖の著した『和字正濫鈔』は仮名遣書ではないことを明らかにする。

契沖の仮名遣は、定家仮名遣が目指す

ような、和歌表記における実用性、つまり和歌を書くために語の仮名遣を示すようなことを主眼に置くものではなく、実用的な「仮名遣書」とは異質の、真言密教や悉曇学における言語観に基づき成立したことを明らかにする。

『和字正濫鈔』の掲出語には「和名」という出典注記が多く見られるが、その掲出語は和歌に詠まれる語とは思えないものが多く所収されている。これらの語の典拠が、「和名」すなわち『和名類聚抄』であるかどうかということと、『和字正濫鈔』掲出語は、和歌に用いられることのある語であるかどうかを調査する。

『和字正濫鈔』巻一には、契沖による日本語概説的な総論があり、ここには『悉曇三密抄』を典拠とする和字の五十音図が掲載されている。また、総論には、五十音図以外にも、悉曇学の言説が多く引用されている。悉曇学は、仮名遣に直接的には関わらないはずであるのに、契沖は悉曇学の言説を引用することで何を論じたかったのかを明らかにする。

(2) 『和字正濫要略』は、『和字正濫鈔』(元禄八(1695)年刊)『和字正濫通妨抄』(元禄十年跋)に続く、契沖の、仮名遣に関する著作である。跋文に「元禄十一戊寅五月初八日契沖」とある。この『和字正濫要略』においては、『和字正濫鈔』の掲出語彙を抄出・増補しつつも、『和字正濫鈔』には見えなかった「仮名遣書らしさ」が見えるようになることを明らかにする。

掲出項目の変更には、編纂方針の転換がよく現れていると考えられるため、『和字正濫鈔』『和字正濫通妨抄』『和字正濫要略』の掲出項目を比較し、その相違から編纂方針の転換の有無を明らかにする。

と同様の理由から、掲出項目のうち、 同じ項目があるが、項目名称に変更のあるも のに注目し、編纂方針の転換の有無を明らか にする。

と同様の理由から、『和字正濫鈔』と 『和字正濫要略』で、契沖の規定する仮名遣 (語形)に相違のある語や、新たに増補され た語の有無を調査する。

(3) 契沖の『和字正韻』における仮名遣研究の方向性と、「お」「を」の所属に関わる問題を明らかにする。

『和字正韻』(元禄四(1691)年跋文)は、 上代から中古の真仮名(いわゆる萬葉仮名) をいろは順に分類し、漢字音を注記した著作 である。序文跋文を欠き、真仮名や字音について詳細な記述が見られないが、真仮名を音 仮名・訓仮名に分け、音仮名には漢字音の注記が付されていることから、真仮名の漢字音を研究した著作であると思われる。このような字音研究を行ったのは、『和字正濫鈔』を成す以前、『萬葉代匠記』精撰本の献上前後 に、『萬葉集』の用字法の整理や、仮名遣研究を行うためであったと思われる。これまで『和字正韻』の価値は、日本語学史で全く顧みられてこなかったが、契沖の仮名遣のうち、字音仮名遣研究の一端を示すものとして、その記述を読み解く価値がある。さらに、ア・ワ行の真仮名に注目することで、『和字正の所属の誤りという問題について、契沖が行の所属を誤った理由を検証することができる。

『和字正韻』のア・ワ行の真仮名、つまり「い・ゐ、え・ゑ、お・を」に相当する 真仮名の字音注記では、どのような分類が行 われているかを明らかにする。

に示した「い」と「ゐ」「え」と「ゑ」「お」と「を」は、平安から鎌倉期にかけて、それぞれ音韻的区別が失われていった。このため、中世に至っては、悉曇学や韻学など本五十音図を作成・書写するにあたって、本名ので記しくア・ワ行に配置するのに必要な知識を正しくア・ワ行に配置するの使名の使い方で、「い」と「ゐ」に記して、「い」と「ゐ」に配置するとが、「お」と「を」は中世以降の誤りを踏襲し、ア行に「を」、ワ行に「お」とした。

契沖がこの誤りに気づくことができなかった理由について、『和字正韻』における『韻鏡』利用という側面から明らかにする。また『和字正濫要略』で「汪の切、丁の切、乙ノ切、伊ノ切、烏 切、於 切なとあるは、皆あいうえをの字也」と、ア行に属する漢字の反切は「於 切」としながら、「(あいうえ)をの字也」という矛盾的な記述(注)がなされた理由を考察する。

(注)仮名「お」の字母は「於」である。

3.研究の方法

(1) 『和字正濫鈔』『和字正濫通妨抄』『和字正濫要略』の中の「仮名」「仮名遣」という用語の示す概念を読み解く。

『和字正濫鈔』の掲出語全てについて、『和名類聚抄』の和訓に一致するかどうか、また 八代集の語彙に一致するかどうかを調査す

『和字正濫鈔』巻一総論のうち、特に悉曇 学の梵字に関する引用部分を読み解く。

(2) 『和字正濫鈔』と『和字正濫要略』を比較することにより、『和字正濫鈔』には見えなかった、『和字正濫要略』の「仮名遣書らしさ」について具体的に指摘する。

まず『和字正濫鈔』『和字正濫通妨抄』 『和字正濫要略』の掲出項目の相違を比較す る。

『和字正濫鈔』と『和字正濫要略』の掲

出項目で、名称が変わったもの(「むとうとまきるゝ詞」「うとむとかよふ類」から「むとうと通する類」「音便むと聞ゆれとうと書へき類」への変更あり)に注目し、編纂方針の相違を読み取る。

『和字正濫鈔』と『和字正濫要略』で、 掲出語の語形(仮名遣)の異なる語や、新た に増補された語について、どのように語形が 変更されているかを明らかにする。

(3) 『和字正韻』の「い・ゐ」「え・ゑ」「お・を」に相当する真仮名のうち、音仮名の注記が、『韻鏡』を引用するものであることを調査により明らかにする。また、『韻鏡』から得られる漢字音と、『和字正濫鈔』で示す字音語の語形との対応関係を明らかにする

をふまえ、『和字正濫鈔』所収五十音図 や、『和字正濫要略』に見える反切の記述から見える契沖の言語観と、本居宣長(注)の 言語観の比較を行う。

(注)本居宣長は、中世以降続いた五十音 図における「お」「を」の所属の 誤りを正した。

4.研究成果

(1) 契沖『和字正濫鈔』が、仮名遣書の規範を超えた問題意識に立脚した言語観に基いて編纂された蓋然性が高いことを、以下の点から指摘した。

『和字正濫鈔』で「仮名遣」という語 が専ら行阿『仮名文字遣』を示していること を明らかにした。『和字正濫鈔』巻五の「以 上依-旧 仮名遣-斟酌 、以下今加レ之 」とあ るところの「旧仮名遣」は、仮名遣の典拠と すべき中古以前の仮名遣を指すようにも解 釈できるが、この文言は同書「中下のふ」項 目の末尾、「むとうとまきるゝ詞」の直前に あり、「むとうとまきるゝ詞」以下の仮名遣 も、中古以前の仮名遣を例証に用いているた め、中古以前の仮名遣と解釈することは当た らないことが知られる。このことから、「仮 名遣 = 『仮名文字遣』」に対して、自ら提唱 する仮名遣のシステムを「仮名」と称するこ とを指摘した。契沖が仮名遣のシステムを単 に「仮名」と称するのは、行阿『仮名文字遣』 のように和歌において仮名を書く、つまり仮 名を遣うものとして捉えるのでなく、実用か ら離れ、語が本来とっていた形を示すものと して規定することに因る。

この証として、『和字正濫鈔』の掲出語に見られる「和名」の注記に注目した。これらの語は、調査により『和名類聚抄』を典拠としていることが知られるが、和歌(八代集)に詠まれるのは一割強にすぎないことを明らかにした。

こうした仮名遣観には真言密教の言語 観が背後にある。契沖が『和字正濫鈔』総論 で梵字の形音義に言及するのは、「真言」に 通ずる形音義の観念を、仮名の集合体である語に適用することを意図しているためである。仮名遣は語の形音義のうちの一つ(形)にすぎず、『和字正濫鈔』の方針は、語を仮名でどう書くかという仮名遣の書であるというよりも、語の形音義の本来性を明らかにすることにあったと考えられる。

「仮名遣」の用語をめぐって、『和字正濫 鈔』と『和字正濫通妨抄』『和字正濫登略』 には相違が見られた。『和字正濫鈔』ではそこ 家仮名遣の流れを汲む仮名遣書、またはそこ に規定される仮名遣を指した「仮名遣」の用 語が、『和字正濫通妨抄』以降では、次第に 契沖の規定する仮名遣をも指すようになま でいくことが明らかになった。このようは にの用い方からも、『和字正濫通妨抄』以降 は、一般的な仮名遣書に近づいていくことが 知られた。

(2) 『和字正濫鈔』には見えなかった『和字 正濫要略』の「仮名遣書らしさ」について指 摘した。

はじめに、『和字正濫鈔』『和字正濫通妨抄』『和字正濫要略』の掲出項目を比較した。 その結果、『和字正濫要略』の掲出項目は、『和字正濫鈔』の掲出項目の簡略版に見えるようでありながら、実際は、掲出項目を削除したことにより、『仮名文字遣』などの定家仮名遣の系統の仮名遣書と同じ項目を所収していることが明らかになった。

次に、『和字正濫要略』の「むとうと通す る類」「音便むと聞ゆれとうと書へき類」は、 『和字正濫鈔』では「むとうとまきるゝ詞」 「うとむとかよふ類」とあった項目であるが、 この『和字正濫鈔』の二つの項目は、合口性 の[~u]か、[~u]でないかという、契沖の 把握しうる範囲内での発音に拠って分類さ れているのに対して、『和字正濫要略』では、 合口性の[~u]のみが掲出項目となり、結果 的に『仮名文字遣』と同じ項目になっている ことを明らかにした。さらに、掲出語を比較 すると、二つの項目の分け方について、『和 字正濫鈔』では音重視の分類を行うのに対し て、『和字正濫要略』では出典の表記がどう であるかを重視した分類を行っていること を明らかにした。

 き方である。

以上の考察により、『和字正濫要略』編集 方針の中心には、和歌を「書くことへの指向」 があるのに対して、『和字正濫鈔』は、仮名 遣を明らかにすることだけでなく、その語の 本来的な意義とともに、語の漢字表記や、清 濁などの音を明示するといった、語の本来の 形音義を記述することを指向していること を明らかにした。

(3) 『和字正韻』の真仮名の漢字音注には「開字」「合字」「清音」「濁音」「直音」「拗音」等とあり、これらの音注が、『韻鏡』に基づく注記であることを明らかにした。

『韻鏡』の「開合」などの解読は、従来では音韻学者である文雄によるとされてきたが、契沖の方が早くこれに気づいていたこえ、「お・を」の音仮名を『韻鏡』で「開鏡』で「開発を『音の分類を詳しくいえば、『和字に、「おいて「い」「え」の真仮名は開字に、「あ」「ゑ」の真仮名は合字に分類しており、開はア行にという対応を持つことには「介音、自とは u 介音を意味するため、日本漢字音に相当するのである。

また、『和字正濫鈔』で「栄」の仮名遣を誤って「ゑい」とする(正しくは「えい」)のは、「栄」字が『韻鏡』では合字に属していたためである。この誤りがかえって契沖の『韻鏡』利用の証左となる。

契沖は、『韻鏡』を利用することで、仮 名を五十音図のア・ワ行に所属させる有効な 方法を得たものの、「お」「を」の行の所属は 誤りを見過ごした。これは、近代に至って満 田(1925)が「於」の「合口」(契沖の言う 「合字」)の音価は、u であり、日本漢字音は これを開音ヨまたはオとして受け入れたと いう背景があることに明らかにしているこ とと関わる。漢字音の「於」と仮名の「於」 は、『韻鏡』に拠っていては解決しないので ある。満田(1925)によれば、この事実は本 居宣長も見抜くことができなかったという。 契沖の「お」「を」の行の所属問題は、『韻鏡』 の「於」の合口性の問題とともに、悉曇学に 対する批判的態度の欠如があったと考えら れる。契沖は『和字正濫鈔』で、浄厳の『悉 曇三密抄』の梵字五十音図をほぼ引用する形 で仮名の五十音図を掲げたが、区別すべき仮 名の根拠は悉曇学の五十音図と声字実相と いう考え方に求めただけで、悉曇学にいうオ 段が「宇所生末脣」であることに疑いを持た なかった。これには、釘貫(2005)のいうよ うに、日本語の母音オの音価が wo>o に変化 したことも関わる。契沖は、悉曇学を相対化 することがなかったが、五十音図に対する見 方が悉曇学的に把握されることは、後の国学

者にも払拭されることがなかったという事 実も指摘できる。

> 釘貫亨(2005)『近世仮名遣い論の研究』 名古屋大学出版会

> 満田新造(1925)「本居宣長の字音研究を評す」『國學院雑誌』31-3

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

<u>長谷川千秋</u>、「『和字正濫鈔』は仮名遣書か」『国語文字史の研究』15 号、2016 年、pp.107-pp.124

長谷川千秋、「使用頻度からみた陽明文庫蔵二十巻本『類聚歌合』の用字法」『山梨大学国語・国文と国語教育』20号、査読無、2015年、pp.7-pp.22

長谷川千秋、「『和字正濫要略』のめざしたもの 書くことへの指向 』『山梨大学教育人間科学部紀要』15号、査読無、2014年、pp.1-pp.9

<u>長谷川千秋</u>、「仮名遣いの成立要件をさ ぐる」『国語文字史の研究』13 号、査読有、 2012 年、pp.67-pp.86

[学会発表](計1件)

長谷川千秋、「契沖の仮名遣観」、表記研究会、2013年1月26日、清泉女子大学(東京都品川区)

[図書](計0件)

〔その他〕 ホームページ等 山梨大学研究者総覧 http://erdb.yamanashi.ac.jp/rdb/A_DispD etail.Scholar

6. 研究組織

(1)研究代表者

長谷川 千秋 (HASEGAWA, Chiaki) 山梨大学・総合研究部・准教授 研究者番号:40362074

(2)研究分担者 なし

(3)連携研究者 なし